

四日市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月21日

四日市市長 田中俊行

四日市市条例第47号

四日市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例  
第1条 四日市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（昭和59年四日市市条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(諸手当) 第3条 市長等には、通勤手当及び期末手当を一般職に属する職員の例により支給する。ただし、支給する期末手当の額は、期末手当基礎額に、それぞれ次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。 (1) (略) (2) 12月 100分の <u>175</u> 2 (略)	(諸手当) 第3条 市長等には、通勤手当及び期末手当を一般職に属する職員の例により支給する。ただし、支給する期末手当の額は、期末手当基礎額に、それぞれ次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。 (1) (略) (2) 12月 100分の <u>165</u> 2 (略)

第2条 四日市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(諸手当) 第3条 市長等には、通勤手当及び期末手当を一般職に属する職員の例により支給する。ただし、支給する期末手当の額は、期末手当基礎額に、それぞれ次の	(諸手当) 第3条 市長等には、通勤手当及び期末手当を一般職に属する職員の例により支給する。ただし、支給する期末手当の額は、期末手当基礎額に、それぞれ次の

<p>各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 100分の<u>155</u></p> <p>(2) 12月 100分の<u>170</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 100分の<u>150</u></p> <p>(2) 12月 100分の<u>175</u></p> <p>2 (略)</p>
--	--

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の四日市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成28年12月1日から適用する。
- 3 第1条の規定による改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の四日市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(総務部人事課)